

改正国際保健規則(IHR2005)にかかる対応について

平成21年2月27日
大臣官房国際課

対応の背景

IHRの国際規則としての側面から、我が国の法令・通知等によってIHR2005の内容が担保されている必要がある。IHR2005が2007年6月に発効する際、各項目について、国内制度との関係の確認作業を行った。

なお、発効2年後となる本年(2009年)、国内制度等が本規則で規定されている最低限の要求事項を満たしているかどうかを、検証し評価することを、IHR2005では求めている。

検証・評価作業の意義

IHRは先進国、発展途上国を問わず、全加盟国に対して遵守することがWHO憲章で定められている。我が国においては、IHR2005で求めている内容(例 サーベイランス能力、水際での防疫能力)の多くは達成されているが、本作業はその担保状況を確認し、行うべき課題を洗い出すことが期待される。

今後の作業内容

- ・ IHR2005で規定されている、発効2年以内の①評価書(Assessment)及び②行動計画(Action Plan)の策定を行う。
- ・ 今後、健康危機管理部会長と相談をしつつ、適宜、部会委員に、策定作業への協力をお願いしてまいりたい。

今後の作業スケジュール

- ・ 3月中旬より、まず①評価書(Assessment)について、持ち回り審議を開始。
- ・ 4月中旬までには、②も含めて最終稿を確定の上、世界保健機関(WHO)に提出。